

山口市高齢者虐待防止ネットワーク推進会議設置要綱

(目的)

第1条 高齢者虐待の防止に向けて、関係機関の連携強化を図るとともに早期発見や未然防止対策等の協議を行い、高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって自立した生活が送れるよう高齢者の安心した生活の確保に資することを目的として、山口市高齢者虐待防止ネットワーク推進会議（以下「ネットワーク推進会議」という。）を設置する。

(内容)

第2条 ネットワーク推進会議の内容は、次のとおりとする。

- (1) 早期発見及び対応策に関すること。
- (2) 相談体制の充実に関すること。
- (3) 関係機関の連携の強化に関すること。
- (4) 高齢者虐待防止に関すること。
- (5) 目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク推進会議の構成員は、保健、医療、福祉の各分野、関係専門機関等を中心に構成し、20名程度とする。なお、市長が必要と認める場合、関係者の出席を求めることができる。

(任期)

第4条 ネットワーク推進会議構成員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(秘密の保持)

第5条 ネットワーク推進会議の構成員は正当な理由なく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 ネットワーク推進会議の事務局は、山口市高齢・障害福祉課に置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以降最初のネットワーク推進会議の構成員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。